

令和7年度（2025年度）

保育園・認定こども園（保育園コース）利用ガイド

申込みは原則オンラインのみで受付けをします。

入園月	途中入園オンライン受付期間	利用調整結果の発送日
5月	令和7年 3 月 1 日（土）～ 3 月 25 日（火）	令和7年 4 月 15 日（火）
6月	4 月 1 日（火）～ 4 月 25 日（金）	5 月 15 日（木）
7月	5 月 1 日（木）～ 5 月 25 日（日）	6 月 13 日（金）
8月	6 月 1 日（日）～ 6 月 25 日（水）	7 月 15 日（火）
9月	7 月 1 日（火）～ 7 月 25 日（金）	8 月 15 日（金）
10月	8 月 1 日（金）～ 8 月 25 日（月）	9 月 12 日（金）
11月	9 月 1 日（月）～ 9 月 25 日（木）	10 月 15 日（水）
12月	10 月 1 日（水）～ 10 月 25 日（土）	11 月 14 日（金）
1月	11 月 1 日（土）～ 11 月 25 日（火）	12 月 15 日（月）
2月	12 月 1 日（月）～ 12 月 25 日（木）	令和8年 1 月 15 日（木）
3月	令和8年 1 月 1 日（祝）～ 1 月 25 日（日）	2 月 13 日（金）

申込方法など詳しくは別紙「入園のご案内」か安城市ホームページの「令和7年度 保育園・認定こども園オンライン申込み」（下記QRコード）からご確認ください。



安城市保育課入園係

（問合せ先 ☎0566-71-2228）

目次

I	保育園・認定こども園（保育園コース）の入園について	
1	年齢について	1
2	保育園・認定こども園（保育園コース）紹介	2
3	保育園・認定こども園とは	4
4	保育園・認定こども園（保育園コース）に入園するには	
5	教育・保育給付認定とは	5
6	申込みに必要な書類	7
	保育を必要とする証明書	8
	就労証明書の証明者と添付書類一覧	9
7	申込みから入園までの流れ	10
8	申込みの不承諾・決定の取消とは	11
9	利用調整について	
10	兄弟姉妹同時申込時の利用調整について	
11	利用調整指数表	12
12	利用調整の例	14
13	入園期間について	15
14	その他、申込みに関するご注意	16
15	入園後の転園について	17
16	アレルギーのあるお子様について	
17	支援が必要なお子様について	
II	保育料等（利用者負担額）	
1	保育料（3歳児未満のみ）	18
2	延長保育利用料	19
3	給食費（3歳児以上のみ）	
4	算定の基準となる市町村民税額	
III	コース・延長保育のご案内	20

I 保育園・認定こども園（保育園コース）の入園について

1 年齢について

保育園・認定こども園における入園児童の年齢とは、下記の「保育年齢」です。入園年度の4月1日現在の年齢が保育年齢です。

なお、誕生日を迎えても令和7年度中に保育年齢の変更はありません。

	生 年 月 日	対象クラス (保育年齢)	小学校就学前までの期間
3 歳 児 以 上	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日)	年長 (5歳児)	令和8年3月31日まで (2026年3月31日まで)
	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)	年中 (4歳児)	令和9年3月31日まで (2027年3月31日まで)
	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)	年少 (3歳児)	令和10年3月31日まで (2028年3月31日まで)
3 歳 児 未 満	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)	2歳児	令和11年3月31日まで (2029年3月31日まで)
	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)	1歳児	令和12年3月31日まで (2030年3月31日まで)
	令和6年4月2日～令和7年4月1日 (2024年4月2日～2025年4月1日)	0歳児	令和13年3月31日まで (2031年3月31日まで)
	令和7年4月2日～令和8年4月1日 (2025年4月2日～2026年4月1日)	0歳児	令和14年3月31日まで (2032年3月31日まで)

《参考》同居の祖父母の年齢

生 年 月 日	令和7年4月1日時点での年齢
昭和35年4月2日以降（1960年4月2日以降）	64歳以下
昭和35年4月1日以前（1960年4月1日以前）	65歳以上

2 保育園・認定こども園(保育園コース) 紹介

- 備考欄の「一時」は一時保育、「特定」は特定保育、「休日」は休日保育、「支援」は子育て支援センターです。
- 保育年齢とは4月1日時点の年齢です。また、定員数については変更する場合があります。
- 入園時に必要な保育用品購入につきましては、公立園は市役所保育課、私立・事業団園は各園にお問い合わせください。

	園名	番号	所在地	電話番号	開園時間	保育年齢	定員	備考
保 育 園	公 立	あけぼの保育園	① 今本町 8-9-8	97-8609	7:15~19:00	6 か月~5 歳児	290	支援
		作野保育園	② 篠目町 4-7-1	74-3430	"	"	216	
		錦保育園	③ 大山町 1-19-15	74-2950	"	"	213	
		ゆたか保育園	④ 古井町豊日 25	76-6452	"	"	215	
		二本木保育園	⑤ 緑町 1-29	76-2262	"	"	280	休日・支援
		さくら保育園	⑥ 桜井町桜西 1-2-6	99-0135	"	"	270	支援
		和泉保育園	⑦ 和泉町北本郷 237	92-0045	"	"	270	支援
		安城保育園	⑧ 大東町 11-30	76-2714	7:30~18:00	"	230	
	安城市こども未来事業団	新田保育園	⑨ 新田町郷西 99	75-2484	7:15~19:00	6 か月~5 歳児	120	
		南部保育園	⑩ 安城町小坊 22-1	76-2352	"	"	175	休日
		みその保育園	⑪ 美園町 1-29	75-2131	"	"	135	
		みのわ保育園	⑫ 箕輪町神戸 169-3	75-1198	"	"	270	一時
		西部保育園	⑬ 福釜町笠松 102	76-2343	"	"	170	
		志貴保育園	⑭ 尾崎町北裏 49	97-8216	7:30~18:00	"	80	
		赤松保育園	⑮ 赤松町隅田川 55	75-2483	"	"	100	
		桜井保育園	⑯ 桜井町宮下 14	99-0162	"	"	105	
		小川保育園	⑰ 小川町志茂 188	99-0144	"	"	170	
		東端保育園	⑱ 東端町住吉 61-6	41-3932	"	"	85	
	私 立	よさみ保育園	⑲ 美園町 2-9-4	75-3254	7:15~20:00	6 週間~5 歳児	120	一時
		第2よさみ保育園	⑳ 三河安城南町 2-7-8	74-3222	"	6 週間~2 歳児	30	
		じけいの森保育園	㉑ 西別所町中新田 18-1	75-6610	7:30~18:30	6 か月~2 歳児	30	
		こひつじ保育園	㉒ 池浦町丸田 12-3	76-8262	7:15~19:00	6 週間~2 歳児	30	
		ちいさなこだから保育園	㉓ 三河安城町 2-1-1	74-5770	7:30~18:30	"	20	
		安城北すずらん保育園	㉔ 昭和町 5-16	76-3295	7:15~20:00	6 週間~5 歳児	112	一時
		げんきのもり保育園	㉕ 里町大道寺 1-7	87-5872	"	6 か月~2 歳児	30	一時
		あおぞらサニーサイド保育園	㉖ 今本町 5-5-2	91-3511	"	6 週間~5 歳児	160	一時

- ちいさなこだから保育園の土曜保育は、子宝保育園（今池町）で行います。
- 志貴保育園は令和7年度に改修工事の予定があります。

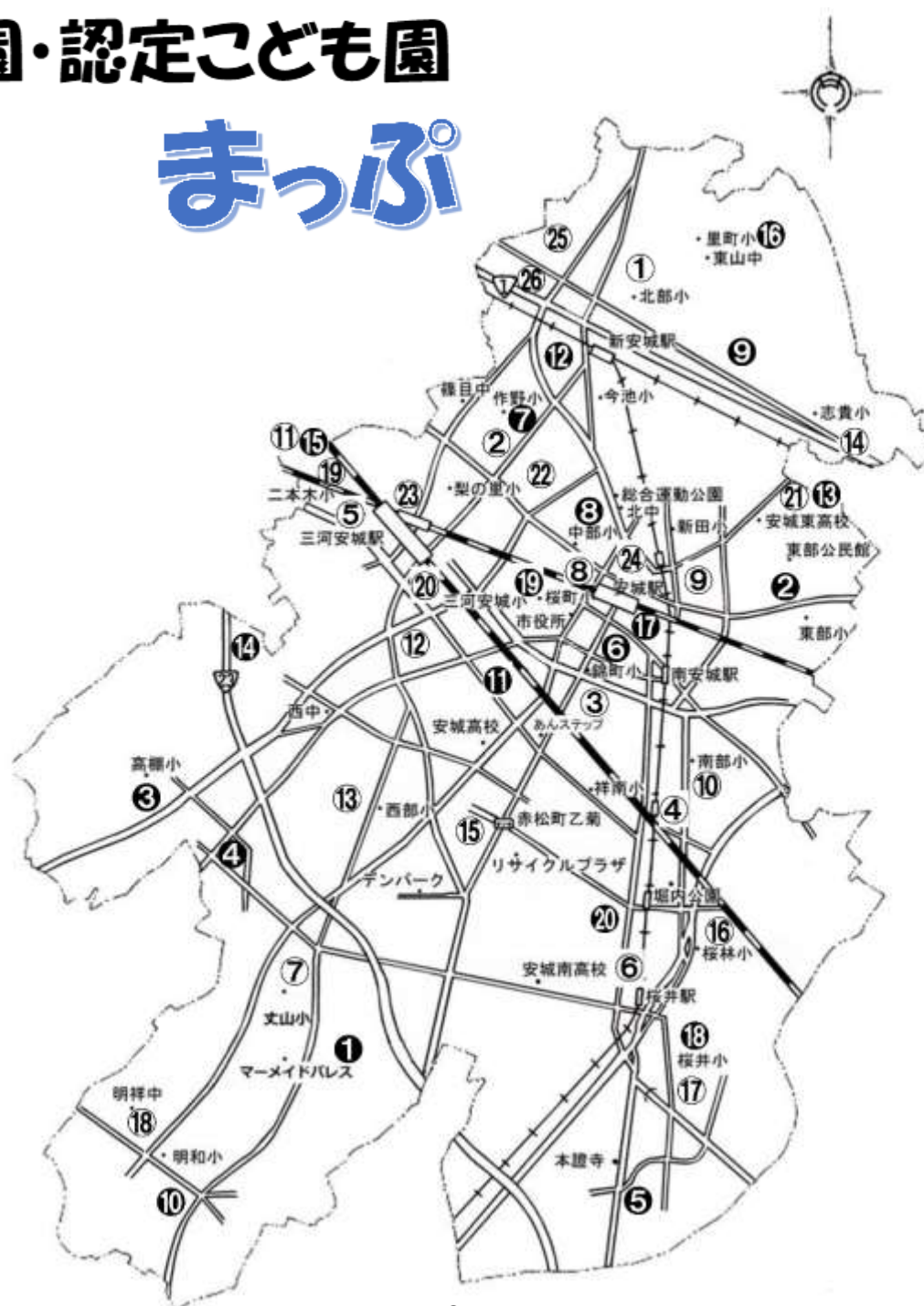
	園名	番号	所在地	電話番号	開園時間	保育年齢	定員	備考
認 定 こ ど も 園	公 立	城ヶ入こども園	❶ 城ヶ入町丸根 3	92-0046	8:15~16:15 ※1	3 歳児~5 歳児	64	
		東部こども園	❷ 大岡町源覚 45	76-3410	"	"	64	一時
		高棚こども園	❸ 高棚町郷 181	92-0926	"	"	64	一時
		えのきこども園	❹ 榎前町北榎 5-1	92-1230	"	"	70	
		三ツ川こども園	❺ 寺領町願明 85	99-1767	"	"	76	一時・特定
	安城市こども未来事業団	安城こども園	❻ 相生町 18-7	76-2965	7:15~19:00	3 歳児~5 歳児	240	
		さくのこども園	❼ 篠目町 4-22-21	76-6505	"	"	260	
		安城北部こども園	❽ 大東町 25-40	76-3366	8:15~16:15	"	140	
		東栄こども園	❾ 東栄町 3-809-9	98-5850	"	"	140	

- ※1 土曜日は8:15~正午まで
- 高棚こども園は令和7年度に改修工事の予定があります。

	園名	番号	所在地	電話番号	開園時間	保育年齢	定員	備考
認定こども園 私立	根崎こども園	⑩	根崎町西根 64-1	92-0089	7:15~18:15	6 か月~5 歳児	100	一時
	てらベクリエイティブ こども園	⑪	百石町 1-22-12	76-6714	7:15~20:00	〃	273	
	子宝保育園	⑫	今池町 1-24-18	97-8588	7:30~18:30	6 週間~5 歳児	102	
	慈恵幼稚園	⑬	西別所町中新田 18	75-6237	〃	3 歳児~5 歳児	315	
	第二慈恵幼稚園	⑭	高棚町芦池 223-2	75-3646	〃	6 か月~5 歳児	345	
	にほんぎ幼稚園	⑮	美園町 2-4-5	75-6277	〃	6 か月~5 歳児	316	
	スマイリーこども園 さとまち	⑯	里町御坊主 153	70-9922	7:15~20:00	6 週間~5 歳児	136	
	光徳保育園	⑰	御幸本町 6-17	76-2540	〃	6 か月~5 歳児	94	一時・特定
	桜井こども園	⑱	小川町清水道 4-1	70-7727	〃	6 週間~5 歳児	130	一時 (6 か月~)
	ブライトこども園 安城桜町	⑲	桜町 7-14	77-0190	〃	〃	140	
	麦のうさぎ保育園	⑳	堀内町カラ桶 17	70-8839	7:30~19:30	6 か月~5 歳児	95	一時

保育園・認定こども園

まっぷ



3 保育園・認定こども園とは

保育園

保護者が仕事や病気などのため、保育を必要とする場合に、日々保護者にかわって保育することを目的としています。「小学校入学準備のため」、「集団に慣れるため」、「友だちを作るため」、「教育のため」などでは、入園の対象とはなりませんのでご注意ください。

認定こども園

幼児教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つ施設です。

4 保育園・認定こども園（保育園コース）に入園するには

保育園・認定こども園の利用を希望する保護者の方には、利用のための教育・保育給付認定を受けていただきます。

入園月に、以下の条件に該当する方が、保育園・認定こども園（保育園コース）入園のための認定を受けることができます。

※教育・保育給付認定の詳細は、次ページをご覧ください。

- ◎ 安城市に居住しており、安城市に住民票のある小学校就学前の子ども及びその保護者
- ◎ 小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが次の「保育を必要とする理由」に該当する場合

保育を必要とする理由	保護者の状況
就労	月に60時間以上労働している（幼児・低年齢児問わず） ※就労形態（正社員・パート等）は問いません
妊娠・出産	妊娠中である、または出産後間がない。 ※出産予定日2か月前の月初日（多胎児の場合は4か月前の月初日）から出産日の2か月後の月末日まで（入園後は出産日の6か月後の月末日まで延長されます。）
育児休業（※2） （3歳児以上）	令和7年度中に育児休業から復帰する予定である。 ※令和7年度中に育児休業から復帰されなかった場合は退園となる場合があります。
疾病・障害	病気や負傷、または精神や身体に障害を有している。
介護・看護	長期にわたり病気や負傷、精神や身体に障害を有する同居の親族を常時介護している。
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
求職活動	求職活動（起業準備も含む）を継続的に行っている。
就学	月に60時間以上就学している（幼児・低年齢児問わず）
虐待・DV	虐待・DVの恐れがある。
その他	市長が認める前各号に類する状態にある。

※1 有期雇用の方で雇用期間が令和7年3月31日までの場合、就労証明書に雇用期間の更新についての記載がなければ受付できません。

※2 育児休業、介護休業育児等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、その他の育児休業に関する法律に基づくもの

※上記の状態であることを確認させていただくために、必要な書類等が異なります。詳細については「6 申込に必要な書類」（7～9ページ）をご覧ください。

5 教育・保育給付認定とは

保育園・認定こども園などの施設の利用を希望する場合、保護者に利用のための認定を受けていただく必要があります。教育・保育給付認定の申請（利用申込みと同時にしています）をすることによって、次のとおり認定区分（1号、2号、3号認定）、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）、認定事由（就労、妊娠・出産、求職活動等）、利用期間、利用者負担額が決定され、支給認定証が発行されます。

※認定こども園（幼稚園コース）の利用を希望する場合は、1号に認定されます。

認定区分

認定区分	条件
1号認定	満3歳以上で教育を必要とする場合
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする場合
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする場合 (※2歳児は3歳の誕生日を迎えると年度途中で2号認定となります)

※入園中に3歳の誕生日を迎える場合、切り替え時期になりましたら、保育課から2号認定の認定証を郵送します。保護者の方に行ってください手続きはございません。なお、保育料無償化の対象となるのは年少児（3歳児）になってからです。

認定事由および保育必要量

認定事由	利用期間	保育必要量
就労	小学校就学前まで	従事時間による
妊娠・出産	出産予定日2か月前の月初日（多胎児の場合は4か月前の月初日）から出産日の2か月後の月末日まで（入園後は出産日の6か月後の月末日まで延長されます。）	原則標準時間
育児休業	復職するまで	短時間のみ
疾病・障害	診断書の記載期間	原則短時間（標準時間も可）
介護・看護	必要と認められる期間	原則短時間（標準時間も可）
求職活動	1か月（3歳児以上は2か月延長可）	短時間のみ
就学	在学証明書の記載期間	従事時間による
災害復旧、DV等、その他	必要と認められる期間	原則標準時間（短時間也可）

従事時間による保育必要量

保育必要量	従事時間（1ヶ月あたり）
保育短時間	60時間以上120時間未満
保育標準時間	120時間以上

従事時間が60時間未満の場合は通常の保育は申込みできません。

保育必要量に応じた利用時間

保育必要量	従事時間（1ヶ月あたり）
保育短時間	必要に応じて延長保育利用可能 ※
保育標準時間	8種類のコースから選択 ※

コース・延長保育の詳細については、20ページ「コース・延長保育のご案内」をご確認ください。

教育・保育給付申請をされた方へ

- 1 支給認定証は、有効期間中は内容に変更がない限り原則同じものを使用しますので届きましたら大切に保管してください。
- 2 教育・保育給付認定の審査は保育園・認定こども園の利用申込の審査等と同時に行う必要があり、時間を要します。
このため、支給認定証は保育園・認定こども園利用決定通知書等発送後、後日随時郵送いたします。また、転入予定の方につきましては、転入確認後の送付となりますのでご承知おください。

※根拠規定：子ども・子育て支援法第20条第6項

F A Q

Q：入園後に支給認定証の内容（保育必要量・認定事由・有効期間）に変更がある場合や引越、世帯員の増減（出産・婚姻・離婚など）がある場合、必要な手続きはありますか？

A：「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」を利用園にご提出いただく必要があります。様式は園にあるほか、安城市ホームページからもダウンロードいただけます。

また、入園申込み後かつ入園前に変更がある場合は保育課までお申し出ください。申込受付期間であれば、変更後の内容で利用調整させていただきます。お申し出がない場合、入園決定後であっても原則入園取消しをします。（例 就労理由で4月に入園決定されたが、4月から疾病理由に変わる場合や、育児休業からの復帰で4月に入園決定されたが、退職し4月から違う仕事をする場合は入園取消しをします。）

Q：市外転出などにより教育・保育給付認定を受けることができなくなった場合、必要な手続きはありますか？

A：「教育・保育給付認定辞退申出書兼保育所等退園届」を園にご提出いただく必要があります。様式は園にあるほか、安城市ホームページからもダウンロードいただけます。

Q：下の子の出産に伴って育児休業を取得する場合、就労認定で保育園に通っている子どもは退園になりますか？

A：就労認定で保育園を利用している児童の保護者が第2子以降を妊娠出産後、育児休業（育児・介護休業法によるもの）を取得する場合は、3歳児以上に限り継続して通園することができます。なお、育児休業期間中は、就労時と保育時間が異なります。詳細は園または保育課までお尋ねください。また、3歳児未満の児童は出産日から6ヵ月後の末日で退園となります。

6 申込みに必要な書類

- ◆オンライン申込時は下表の書類等の画像データを利用する端末にあらかじめ保存し、申請時に添付していただきます。
 - ◆受付時に必要な書類が不足している場合、または不備（記入漏れ等）がある場合は受理できませんのでご注意ください。
- ※提出書類は申請日から3カ月以内に作成されたものが有効です。

要/不要	提出書類	説明	様式 ダウンロード
○	保育を必要とする証明書	保育を必要とする事由に応じて、該当する証明書を保護者それぞれの分についてご提出ください。詳細は次ページ【表1】をご覧ください。65歳未満の同居の祖父母が「保育を必要とする理由」に該当する場合は、祖父母の分もご提出ください。提出がない場合は利用調整指数が減点となります。	○
△	証明書の添付書類	就労での申込みの場合、就労証明書に加えて添付書類が必要となります。詳細は9ページ【表2】をご覧ください。	
△	ひとり親家庭状況申告書	利用調整指数のひとり親家庭加点の適用を希望する場合はご提出ください。	○
△	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの写し	父または母がいずれかの手帳の交付を受けている場合はご提出ください。	
△	保育料等算定に係る所得申告書	4月～8月入園を希望する方は令和5年中、9月～3月入園を希望する方は令和6年中に、海外在住等で収入のあった方は、所得申告書が必要です。詳しくは、保育課にお問い合わせください。	○
△	第2子以降低年齢児保育無償化に係る扶養状況申告書	別世帯の扶養する子を第1子として、第2子以降の低年齢児保育の無償化の対象となる場合はご提出ください。無償化の対象等は18ページをご覧ください。	○

○ 該当するものをいずれか提出

△ 該当する場合のみ提出

※書類で申込みを希望される際は、別途「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」と「入所申込児童質問票」と「チェックシート」が必要となります。様式は安城市のホームページで掲載しております。

◆その他、お子様面談時に必要になるもの

- ・母子手帳……………入園を希望する児童のもの。
 - ・個人番号申告書…令和6年1月1日時点で（令和7年9月～3月の入園を希望する方は令和7年1月1日時点で）安城市外に住んでいた方は面談時にご提出が必要です。該当の方にはご連絡をします。
- ※マイナンバーカードまたは、マイナンバーを確認できるもの（例：通知カード、マイナンバーが記載されている住民票のいずれか）と身分証明書（例：運転免許証、パスポート等）もご持参ください。
- ※面談時に個人番号申告書をご記入いただきますが、書類はこちらでご用意いたします。

FAQ

Q：兄弟姉妹で同時に申込み場合、人数分の書類を用意する必要がありますか？

A：複数の人数分の申込みをする場合でも、申込み人数分の申請が必要ですが、上表に記載されている書類については同じものを添付していただいて結構です。

【表1】保育を必要とする証明書（入園希望月の初日の状態でご記載ください）

保護者それぞれの分の書類が必要になります。※内縁の方も必要です。

また、65歳未満（1960年4月2日以降生まれ）の同居の祖父母が「保育を必要とする理由」に該当する場合は、祖父母の分もご提出ください。提出がない場合は利用調整指数が減点となります。

※提出書類は申請日から3カ月以内に作成されたものが有効です。

認定事由	提出書類
就労 ※1	◆就労証明書（①）・・・父・母それぞれの分の提出が必要 ※就労の対価として給与等を支払う法人または事業主が記載してください。 ◆添付書類（詳細については次ページをご覧ください）・・・父・母それぞれの分の提出が必要 ※法人格のない事業所で就労する方については、申込期限内に自営業従事確認書（②）の提出が無い場合は申込の受付ができませんので必ずご確認ください。
妊娠・出産	◆出産予定日がわかる書類（母子手帳の表紙と出産予定日の分かるページでも可）の写し ◆就労証明書（①）・・・就労先で産前・産後休業を取得する場合
育児休業	◆就労の場合と同様
疾病	◆診断書（③ ※2）
障害	◆診断書（③ ※2） ◆身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの写し
介護・看護	◆介護・看護状況調査書兼診断書（④ ※2）
災害	◆罹災証明書
求職活動	◆求職活動申立書兼誓約書（⑤）
就学	◆就学証明書（⑥）
虐待・DV	保育課にお問合せください。

※1 就労は原則対価として金銭を受受しているものを指します。

※2 指定様式以外の診断書も有効ですが、指定の様式をご提出いただいた場合に比べて利用調整指数は低くなります。

書類提出の注意事項

- ◆①～⑥は安城市ホームページからもダウンロードできます。
- ◆用紙が足りない場合は、お手元にある用紙をコピーまたは安城市ホームページからダウンロード、印刷して使用してください。
- ◆書類提出の虚偽・不正が判明した場合は、申込みの取消または利用調整結果の取消し（退園）となります。

F A Q

Q：自営業従事確認書とは何ですか？

A：「保護者が株式会社等の法人を設立せず自らが事業を行っている場合」または「株式会社等の法人を設立せず事業を行っている人の下で働く場合」に事業主が記載する書類です。

上記に該当する方は、「自営業従事確認書」の提出が必須です。提出がない場合は受付ができません。

また、確定申告書等の添付資料も別途必要となります。添付書類については、次ページをご覧ください。

【表2】就労証明書の証明者と添付書類一覧

◎：申込期限内の提出が無い場合は申込の受付ができません。

○：申込期限内の提出が無い場合は利用調整指数に減点があります。

●：入園後の提出でも構いません。

証明者の 法人格	就労証明書に おける雇用の形態	添付書類 ※いずれの書類も写しで構いません。	備考
あり	正社員 パート・アルバイト 派遣社員 契約社員 会計年度任用職員 非常勤・臨時職員 内職 業務委託	なし ※市民税の賦課徴収資料で就労先を確認できない場合は、別途源泉徴収票等を提出していただきます。	在園中に行われる現況確認等では、源泉徴収票又は確定申告書（就労を始めて間もない場合等は直近の給与等明細）を提出していただくことがあります。
なし	自営業主	○以下のうち、いずれか1つ ・ <u>確定申告書（第一表）</u> ※申込日の1年以内に受付されたもの ・ <u>開業届</u> ※申込日の1年以内に受付されたもの ・ <u>営業許可証</u> ※申込日の1年以内に許可されたもの ・ <u>農地台帳</u> ※申込日の1年以内に農業を始めた場合	在園中に行われる現況確認等では、 <u>最新の確定申告書</u> を提出していただきます。
	自営業専従者	○以下のうち、いずれか1つ ・ <u>確定申告書（第一表・第二表）</u> ※申込日の1年以内に受付されたもの ・ <u>開業届と青色事業専従者給与に関する（変更）届出書の両方</u> ※申込日の1年以内に受付されたもの	
	家族従業者 ※ <u>同一生計の自営業主の事業に無給で従事する者</u>	◎ <u>自営業従事確認書</u> 【 <u>申込時に必須</u> 】	在園中に行われる現況確認等では、 <u>就労実績</u> が分かるものを提出していただきます。
	正社員・パート・アルバイト等 ※ <u>上記以外で自営業に従事して賃金を受け取る者</u>	● <u>従事する事業の上記「自営業主」で示す書類</u> ※この雇用の形態に該当する場合、一律で利用調整指数に減点があります。	
	業務委託 ※ <u>自営業主から業務を委託して報酬を受け取る者</u>	○ <u>源泉徴収票</u> ※申込日の1年以内に発行されたもの ※就労を始めて間もないため提出できない場合は直近の給与明細 ○ <u>確定申告書（第一表）</u> ※申込日の1年以内に受付されたもの ※就労を始めて間もないため提出できない場合は直近の報酬等明細又は業務委託契約書	在園中に行われる現況確認等では、 <u>最新の確定申告書</u> を提出していただきます。

※いずれも就労証明書に記載された就労に伴う書類を添付してください。

※内容確認のため、訪問または電話確認等を行うことがあります。

7 申込みから入園までの流れ

申込受付（原則オンラインでの申込みです。また、先着順ではありません）

【受付期間】年度途中の入園は希望月の前々月の1日から前々月の25日まで ※4月からの入園は毎年異なりますのでご注意ください。

転園は希望月の前々月の1日から前月1日（1日が土日祝の場合その直前の平日）まで

※オンラインのため、土日祝も受付可能です。

※希望園の変更・追加は、各入園希望月の前月1日（1日が土日祝の場合、その直前の平日）まで可能です。

※申込みを辞退する場合、受付期間内にお申し出ください。

お子様面談

仮受付メール受信後、お子様面談を行います。申請児童本人と母子手帳をご持参になって、希望月の受付期間中に保育課窓口までお越しください。期間中にお子様面談が行えない場合は原則入園はできませんので、間に合わない場合は必ず保育課（0566-71-2228）までご連絡ください。

利用調整

提出書類の内容について確認を行い、保育の必要性・保育の必要量等を精査した後、利用調整指数に基づき利用調整します。就労証明書等の内容について、ご本人や就労先へ電話確認等を行うことがあります。

利用調整結果の通知

利用調整結果は入所希望月の前月15日（土日祝の場合はその前の平日）に発送します。

※申込みの中の「入園できなかった場合」で入園不可証明書の発行を希望された方へは、原則初月のみ入園不可証明書を送付します。

【希望園に入園決定した場合】

・園と打ち合わせ

調整結果の通知と合わせて、園との打ち合わせに関する書類等を送付します。入園決定した園へご連絡いただき、打ち合わせの日を決めてください。

【希望園に入園できず入園が保留になった場合】

翌月からの利用調整の対象となります。入園できる希望園があった場合のみ結果を通知します。

希望園等の変更・追加をする方及び申込内容に変更がある方は、各入園月の受付期間内に保育課へ届出てください。なお、入園の意思がなくなった場合は速やかに保育課へご連絡ください。

※申込みの中の「翌月以降の利用調整の希望」で「無」を選択された方は、毎月の利用調整の対象にはなりません。

入園（1日または16日）

注意事項

- ◆入園希望月の受付期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。入園不可証明書をご希望の場合も、必ず受付期間内に申請してください。受付期間を過ぎた場合、証明書の発行はできません。
- ◆1～3月の入園を希望される方は、令和7年度（入園希望月）と令和8年度（4月）のそれぞれの申込みが必要です。（5歳児または翌年度4月に入園の要件や意思がない場合を除く）1～3月に入園した園は3月末で退園となりますのでご了承ください。詳細は保育課入園係へお尋ねください。

8 申込みの不承諾・決定の取消とは

次の場合には入園の不承諾または決定の取り消し（退園）を行いますので、ご注意ください。

- (1) 申請書・申込書の内容に虚偽があった場合（職場確認等の調査を行います。）
- (2) 保育園・認定こども園における集団生活に支障があると判断された場合
- (3) 父母の仕事など世帯状況に変更があったにもかかわらず、保育課へ必要な届出がなく保育が必要であると認められない場合

9 利用調整について

提出書類の内容について確認を行い、保育の必要性・保育の必要量等を精査した後、「1 1 利用調整指数表」（1 2～1 3 ページ）の利用調整指数に基づき利用調整します。

◆利用調整は、利用調整指数の高い方から（同点の場合は優先順位の高い方から）順に行います。

◆利用調整は、申込みの際に選んでいた園のみで行います。

◆希望する園の数や、希望順位※によって、利用調整上で有利または不利になることは一切ありません。入園を希望する全ての園を希望の高い順に選択してください。

◆通園できる範囲で、できるだけ多くの園を希望していただくことで、希望園のうちいずれかの園へ入園できる可能性が高まります。

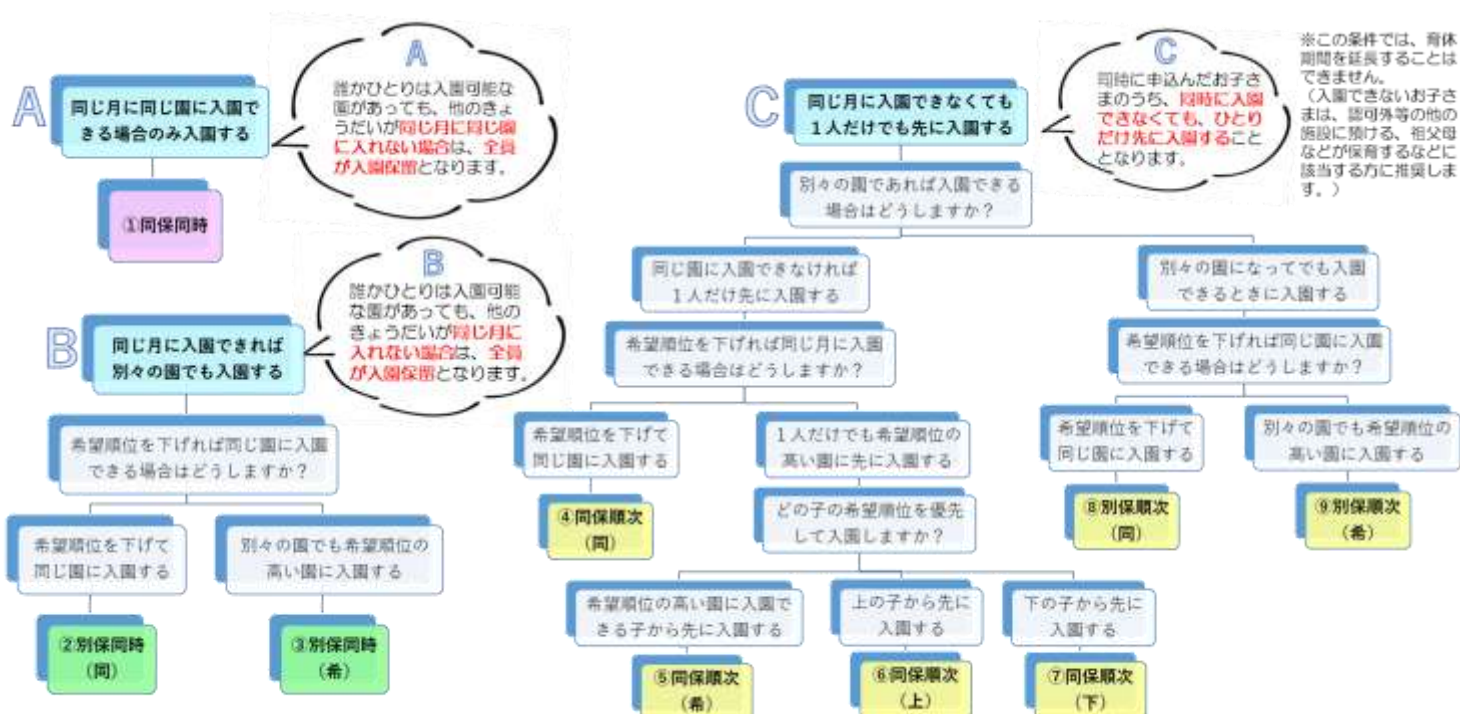
◆入園できる園が内定した後に自己都合で入園を辞退した場合は、以後の利用調整において不利になりますので、あらかじめよくご検討の上、希望園を選んでください。

※園の希望順位は、申込者ご本人にとっての優先順位であり、他の申込者との利用調整には影響がありません。また、空きの少ない園を高い希望順位にしても不利になることはありませんので、より入園したい園から順番に選択してください。（1 4 ページ参照）

1 0 兄弟姉妹同時申込時の利用調整について

◆兄弟姉妹が同時に入園申込みをする場合は以下のフローチャートに従って該当するものを申込みの際に選んでください。

※最初に A～C のうち該当するものを選んでください。



1 1 利用調整指数表

保育園・認定こども園利用調整については、申込み締切日までに提出された書類により、「基本指数」及び「調整指数」の利用調整指数表により、「世帯の指数」を決定し、「世帯の指数」の高い方より、「保育が必要」と判断し、保育園・認定こども園入園の決定をします。（同点の場合には「優先順位」に基づき判定します）

基本指数			
就労 育児休業 ※1	内職以外	月150時間以上就労（見込みを含む）	24
		月120時間以上就労（見込みを含む）	22
		月100時間以上就労（見込みを含む）	20
		月80時間以上就労（見込みを含む）	17
		月60時間以上就労（見込みを含む）	14
	内職	月80時間以上就労（見込みを含む）	15
		月60時間以上就労（見込みを含む）	12
妊娠・出産	就労先で産前・産後休業を取得する場合で、かつ、休業前の就労時間が就労証明書（指定用紙）により確認できる場合は、当該就労時間に応じ、上記「就労」欄により基本指数を決定		
	上記以外	多胎児の妊娠・出産	18
		単胎児の妊娠・出産	17
疾病 介護・看護	父または母が1ヵ月以上の入院を要する（見込みを含む）		24
	診断書の日常生活の程度が4		20
	診断書の日常生活の程度が3		17
	診断書の日常生活の程度が2		12
	診断書の日常生活の程度が1、または指定用紙以外で診断書が発行されており育児に制限を受ける旨の記載がある場合		9
障害	身体障害者手帳1・2級、精神福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合	診断書の日常生活の程度が4	24
		診断書の日常生活の程度が3	23
		診断書の日常生活の程度が2	22
		診断書の日常生活の程度が1、または指定用紙以外で診断書が発行されており育児に制限を受ける旨の記載がある場合	21
	身体障害者手帳3級、精神福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けていて保育が困難な場合	診断書の日常生活の程度が4	17
		診断書の日常生活の程度が3	16
		診断書の日常生活の程度が2	15
		診断書の日常生活の程度が1、または指定用紙以外で診断書が発行されており育児に制限を受ける旨の記載がある場合	14
	身体障害者手帳4・5・6級、精神福祉手帳3級、療育手帳Cの交付を受けていて保育が困難な場合	診断書の日常生活の程度が4	11
		診断書の日常生活の程度が3	10
		診断書の日常生活の程度が2	9
		診断書の日常生活の程度が1、または指定用紙以外で診断書が発行されており育児に制限を受ける旨の記載がある場合	8
就学	月100時間以上の就学を常態とする、または就学予定であることが決定している（学校教育法に定めるもの・求職活動支援機関等の斡旋を受けた職業訓練校）		17
	月60時間以上の就学を常態とする、または就学予定であることが決定している（学校教育法に定めるもの・求職活動支援機関等の斡旋を受けた職業訓練校）		11
	指定用紙以外の書類で月60時間以上の就学を常態とする、または就学予定であることが確認できる場合		9
求職活動	求職中（求職活動支援機関等利用証明あり）		5
	求職中（求職活動支援機関等利用証明なし）		2
虐待・DV	虐待・DVを受ける恐れがある（公共機関の証明要）		24
災害	災害復旧にあたっている（罹災証明要）		24
不在	離婚・別居・行方不明・拘禁・死別などにより不存在（下記以外）		24
	離婚・別居・行方不明・拘禁・死別などにより不存在（住民票が同一住所にある場合で、不存在であることを証明する書類が提出できない）		2
特例	児童福祉等の観点から特に調整が必要と市長が認めた場合		適宜

※1 育児休業事由で申込の場合は、申込の年度内に育児休業から復帰する必要があります。

調 整 指 数(加 点)	
利用調整月の申込締切時点で第1希望の園に兄弟姉妹がすでに入園している・入園が内定している(4月入園の場合は卒園予定児を除く)	4
在園児を除く兄弟姉妹が同時申込をしている(第1希望の園が同じ場合に限り)	1
双生児以上の同時申込である(希望園が全て同じ場合に限り)	1
育児・介護休業法に基づく育児休業・産前産後休業からの復帰に伴う申込である ※1	1
父または母が安城市内の認可保育園、認定こども園若しくは幼稚園で保育士または幼稚園教諭として勤務し、または入園希望月の月末までに勤務を開始する予定である。 ※2	3
父または母が安城市外の認可保育園、認定こども園若しくは幼稚園で保育士または幼稚園教諭として勤務し、または入園希望月の月末までに勤務を開始する予定である。 ※2	1
生活保護世帯である	3
ひとり親世帯(兄弟姉妹、父または母以外の同居人なし)である ※3	3
ひとり親世帯(兄弟姉妹、父または母以外の同居人あり)である ※3	1
調 整 指 数(減 点)	
父または母が株式会社等の法人を設立せず自らが事業を行っている場合、若しくは株式会社等の法人を設立せず事業を行っている3親等以内の親族の下で働く場合(業務を受託する場合を含む)に指定の添付書類の提出ができない、または家族従業者の場合	-8
父母が納付義務者である保育料に滞納がある(納付期限を2か月以上経過しており利用調整月の申込締切時点で入金を確認できないもの)	滞納月×-1
同一世帯に住む65歳未満の祖父母の基本指数が10点未満の場合(証明書等の提出がない場合を含む)	各-1
利用調整月の属する年度で、入園内定後に正当な理由なく辞退をしている場合 ※4	-5

- ※1 入園希望月内の日付に育児休業または産前・産後休業から復職することが就労証明書で確認できることが必要です。
 ※2 保育士または幼稚園教諭の勤務実態または勤務予定が有ることが就労証明書で確認できることが必要です。
 なお、転園の際にこの加点は適用されません。また、父母が市内及び市外で勤務している場合は、市内のみの指数を加算します。
 ※3 ひとり親家庭状況申告書の提出が必要です。
 ※4 例:8月入園を辞退した場合、翌年3月入園までが減点の対象です。
 なお、当該項目は世帯ごとの判定になりますので、辞退した児童の兄弟姉妹も減点対象となります。
 ※5 手帳の写しの提出が必要です。

優 先 順 位	
1	生活保護世帯
2	ひとり親世帯(兄弟姉妹、父または母以外の同居人なし)である ※3
3	ひとり親世帯(兄弟姉妹、父または母以外の同居人あり)である ※3
4	児童虐待・DVの恐れがある世帯
5	父又は母が身体障害者手帳、精神福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている世帯 ※5
6	3歳児進級時の再調整に伴う申込みで、2歳児まで在籍した園を引き続き第1希望とした場合
7	育児・介護休業法に基づく育児休業・産前産後休業からの復帰に伴う申込である ※1
8	父母の基本指数が高い世帯
9	利用調整月の申込締切時点で第1希望の園に兄弟姉妹がすでに入園している・入園が内定している(4月入園の場合は卒園予定児を除く)
10	在園児を除く兄弟姉妹が同時申込をしている(第1希望の園が同じ場合に限り)
11	第1希望の園の所在地と現住所の指定中学校区が同じである(3歳児以上に限り)
12	利用調整月の属する年度(4～8月までの利用調整の場合は前年度をいう)の父母の市民税所得割の合計額が低い世帯

- 備 考 (1) 指数表の就労時間および就学時間には、休憩時間や残業時間は含みません。
 (2) 各社内規定により短縮勤務を取得する場合は、正規の勤務時間を指数判定の基準とします。
 (3) 内容確認のため、職場への訪問または電話確認等を行う場合があります。

1 2 利用調整の例

★利用調整前の各園の状況

園名	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園	コスモス保育園
空き状況	空きなし	あと1人	あと1人	あと1人

★各申込者の指数と希望園

氏名	指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
Aさん 	47点	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園	コスモス保育園
Bさん 	35点	ゆり保育園	たんぽぽ保育園	記入なし	記入なし
Cさん 	30点	ゆり保育園	たんぽぽ保育園	コスモス保育園	ひまわり保育園
Dさん 	26点	コスモス保育園	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園

※実際の申込では、希望園いくつでも選択していただくことができます。

指数の高い方から順に利用調整を行います。（Aさん→Bさん→Cさん→Dさんの順）

① Aさんの園を決定

決定

Aさんの希望園	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園	コスモス保育園
現時点の空き状況	空きなし	あと1人	あと1人	あと1人

② Bさんの園を決定

Bさんの希望園	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
	ゆり保育園	たんぽぽ保育園	記入なし	記入なし
現時点の空き状況	空きなし (Aさんが決定)	空きなし	ひまわり保育園、コスモス保育園は あと1人	

→ひまわり保育園、コスモス保育園には空きがあるが、希望していないので入園保留。

③ Cさんの園を決定

決定

Cさんの希望園	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
	ゆり保育園	たんぽぽ保育園	コスモス保育園	ひまわり保育園
現時点の空き状況	空きなし (Aさんが決定)	空きなし	あと1人	あと1人

④ Dさんの園を決定

決定

Dさんの希望園	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
	コスモス保育園	たんぽぽ保育園	ゆり保育園	ひまわり保育園
現時点の空き状況	空きなし (Cさんが決定)	空きなし	空きなし (Aさんが決定)	あと1人

※指数が高くても必ず希望順位の高い園に入園できるとは限りません。それぞれの家庭により保育を必要とする事情が異なると思いますが、限られた保育施設と保育士で運営しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

13 入園期間について

(1) 原則として保育が必要と認められる範囲内で、3歳児以上は小学校就学前までの保育を必要と見込まれる期間とします。

3歳児未満は保育が必要と認められる範囲内で、2歳児の年度末を期限とします。

3歳児以降も継続して保育を必要とする場合は、改めて申込みをしていただき、利用調整によって3歳児から入園する園を決定します。申込状況によっては、2歳児まで通っていた園と3歳児から通える園が異なる場合があります。

妊娠・出産

(2) 妊娠・出産を理由に保育が必要と認められる期間は、出産予定日の2か月前の月初日（多胎児の場合は4か月前の月初日）から、出産日の2か月後の月末まで（入園後は出産日の6か月後の月末日まで）です。他に保育を必要とする理由がなければ出産日の6か月後の月末で退園となります。保育を必要とする理由がある場合は、教育・保育給付認定変更申請書兼届出書と保育認定に必要な書類（「申込に必要な書類」7ページ～9ページをご覧ください）を認定が切れる月末の25日までに園に提出してください。

職場復帰・就労予定の方の入園日

(3) 産前産後または育児休業からの復帰や、就労予定で入園する際、復帰日または就労を開始する日によって入園日が異なります。

◆ 1日～15日の間に就労開始（復帰） ⇒ 1日から入園

◆ 16日～31日の間に就労開始（復帰） ⇒ 16日から入園

※ 1日入園も16日入園も同じ締切日となりますのでご注意ください。

※ 育児休業からの復帰の場合、低年齢児が上記の対象となります。幼児は、復帰日が16日以降であっても1日入園となります。

求職活動

(4) 求職活動を理由に入園した、または、入園後に父母が失業した場合の求職期間は1か月です。入園した月（または求職活動で認定された月）の翌月15日までに入園要件を満たす就労を開始し、その内容を証明する就労証明書を入園した月（または求職活動で認定された月）の25日（土日祝の場合は前日の平日）までにご提出ください。提出できない場合、3歳児未満は退園となります。

3歳児以上は、ハローワーク受付票と「求職活動申立書兼誓約書」を再提出することで、求職期間を2か月延長することができます。延長を申請した月の翌々月15日までに就労を開始し、その内容を証明する就労証明書を、延長を申請した月の翌月25日（土日祝の場合は前日の平日）までにご提出ください。提出できない場合は、退園となります。

※ 求職活動を理由に入園後、仕事が決まらずに退園した場合は、年度内は同じ理由で申込むことはできません。

FAQ

Q：4月16日入園の場合でも入園式に参加できますか？

A：入園式に参加できるのは4月1日入園の児童のみとなります。

Q：慣らし保育はありますか？

A：本市では慣らし保育の期間は設けておりませんが、1日または16日の入園日から就労開始日または復職日までの期間中は、園をご利用いただくことができます（通常保育時間に限る）。

その他

- (5) 保育を必要とする事由が変わる場合、失業してしまった場合には、至急在籍している園または保育課までお申し出下さい。
- (6) 1～3 月に入園した場合は、3 月末で退園となり、そのまま進級することができません。翌年度 4 月入園の申込みが別途必要になりますのでご注意ください。
- (7) 入園後 1 か月以上園のご利用がないと、退園していただく場合もございますのでご注意ください。

1 4 その他、申込みに関するご注意

- ◆転入予定の方も受け付けますが、入園月の前月末日までには住民票の転入手続きを完了することが条件となります。正式な入園決定書類のお渡しは転入確認後となりますのでご了承ください。転入前でも、入園説明会等にはご参加いただけます。
- ◆就労証明書の証明日時時点で復職または時短勤務が未定の方は、入園後に就労証明書を再度提出していただきます。
- ◆申込み後に次のような変更があった場合、保育課へ必ず連絡をして下さい。

住所、家族構成、家庭状況等が変わったとき

⇒状況に応じて追加書類の提出をお願いします。また、利用調整指数を変更する場合があります。

保育を必要とする事由が変わった場合

⇒速やかに保育課までご連絡ください。

希望する園を変えたいとき

⇒電子申請「令和 7 年度申込内容変更」もしくは「申込内容変更届」を提出していただければ申込期日中に限り変更ができます。様式は保育課でお渡ししているほか、安城市ホームページからもダウンロードできます。電話での変更は受け付けておりません。

入園の要件・意思がなくなったとき

⇒電子申請「令和 7 年度申込みの取下げ」・「令和 7 年度入園申込の内定の辞退」もしくは「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定辞退申出書兼保育園・認定こども園退園届」を提出していただきます。速やかに保育課までご連絡ください。

- ◆申込み後に保育を必要とする事由が変わったり、家庭状況の変更、入園基準に満たないことが分かった場合、入園先決定後であっても原則、入園取消しをします。例えば、就労理由で入園決定されたが 4 月は疾病理由に変わる場合や、就労理由で入園決定されたが 3 月に退職し求職活動をする場合など、その他状況が変わる場合は入園取消となります。また、家庭状況が変わるような場合も、速やかに保育課までご連絡ください。
- ◆保育園・認定こども園の保育園コースに在園する全 2 歳児を対象に、3 歳児進級時に利用園の再調整をします。対象児童には在籍園から手続きをご案内します。3 歳児進級時の再調整により、2 歳児まで通っていた園と 3 歳児から通える園が異なることがありますのでご了承ください。なお、3 歳児進級時以外は、再調整は行いません。

1 5 入園後の転園について

◆入園後、転園を希望する場合は、転園したい月の前月 1 日（土日祝の場合はその前の平日）までに「電子申請（令和 7 年度途中転園申込み）」もしくは、在籍している園または保育課へ「保育園・認定こども園（保育園コース）転園希望届」をご提出下さい。在籍園の籍を確保しながら、希望園に転園できる場合にのみ、転園をしていただくことができます。

また、受付期間後の取下げや転園決定後の辞退はできませんのでご注意ください。

◆入園後、翌年度の 4 月に転園を希望する方は、4 月申込みと同じ期間に転園申込が必要です。ただし、翌年度の 4 月の転園申込を提出した時点で、現在通っている園は今年度の 3 月末をもって退園していただくことになります。希望園に転園できなかった場合でも、現在の園に戻るわけではありません。

なお、求職活動、妊娠・出産等期限付きの認定、及び 1 号認定の方は転園できません。

1 6 アレルギーのあるお子様について

厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」において、給食対応については「医師の指示に基づいて行うこと（年に 1 回の更新）」が必要とされています。このため、お子様に給食対応が必要な場合は、次の書類（1 年以内に発行されたもの）のうちいずれかが必要になります。

◆生活管理指導表など医師の指示書類（アレルギーについての状況が書かれているもの）

◆診断書

※上記の書類の提出が難しい場合は、検査結果の写し（除去を必要とする食物の結果が陰性のものは不可）を提出いただきます。

入園内定後、園との打ち合わせ時に必要になりますので、該当する方は予めご準備をお願いします。

1 7 支援が必要なお子様について

保育園・認定こども園（保育園コース）の入園基準に該当し、集団保育が可能で日々通園できる児童を対象とします。

申込み後は家庭での状況などを把握するため、電話でお子さんの様子をお尋ねしたり、必要に応じて関係機関に問い合わせたりする場合があります。

なお、入園については関係機関と協議させていただきます。



II 保育料等（利用者負担額）

保育施設にてお子様を保育するのに必要となる費用の一部をご負担いただくもので、「保育料（3歳児未満のみ）」、「延長保育利用料（該当者のみ）」、「給食費（3歳児以上のみ）」があります。

1 保育料（3歳児未満のみ）

世帯の負担の能力に応じて以下の表により算定する「保育料基準額」から、保育の利用時間に応じて決まる「コース」による減額（保育標準時間のみ。詳しくは21ページをご覧ください。）をした月額によりご負担いただきます。

市町村民税所得割額は父母の合計額です。なお、父母ともに非課税の場合は、同一世帯の祖父母も算定の対象になります。また、所得が未申告等により把握できない場合は、最高階層（D8）の額となる場合があります。

階層区分 (市町村民税所得割額)		保育料基準額（月額）	
		保育短時間	保育標準時間
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	0円以上 48,599円以下	8,500円	11,000円
D1	48,600円以上 60,999円以下	11,500円	14,000円
D2	61,000円以上 71,999円以下	13,800円	16,300円
D3	72,000円以上 108,999円以下	21,000円	23,500円
D4	109,000円以上 140,999円以下	28,400円	30,900円
D5	141,000円以上 168,999円以下	37,400円	39,900円
D6	169,000円以上 200,999円以下	44,600円	47,100円
D7	201,000円以上 340,999円以下	46,500円	49,000円
D8	341,000円以上	48,000円	50,500円

※保育必要量が「保育短時間」または「保育標準時間」のどちらに該当するかは5ページをご覧ください。

※保育短時間は「8時15分～16時15分の8時間」、保育標準時間は「園の開所時刻～11時間」の利用料金です。

※世帯構成の変更や所得の更正等がある場合は速やかにご連絡ください。連絡のあった翌月以降から保育料が変更となります。

(1) ひとり親世帯等の軽減

市町村民税所得割額が77,100円以下で、次のいずれかに該当する世帯の第1子の児童は、保育料が1,600円となります。なお、この軽減を受けた場合は、保育標準時間であってもコースによる減額はありません。

- ① 保護者が安城市遺児手当の支給を受けている世帯
- ② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方が属する世帯
- ③ 特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金またはこれに準ずる年金の支給を受けている方が属する世帯

(2) 第2子以降の無償化【安城市独自】

第1子の年齢や入園の有無、世帯の所得に関わらず、同一世帯の子（※同一の保護者が監護し、生計を一にする子が対象となります。）の中で第2子以降は、保育料が無料となります。

※同一世帯であっても、別の保護者が監護する子は含みませんが、家計の主宰者が同一で、保育園等に同時に入園している場合は、無償化の対象となることがあります。詳しくは、保育課にお問い合わせください。

※進学等により別世帯となっている子も、課税資料等により同じ保護者に扶養されることが確認できれば、その子を第1子として無償化の対象とすることができます。この場合に提出が必要な書類は7ページをご覧ください。

(3) 月途中の入園（退園）に伴う日割り計算

入園月（退園月）の保育料がその月の出席可能日数に応じて日割り計算となります。

2 延長保育利用料（該当者のみ）

保育の利用時間に応じて、保育料とは別に月額によりご負担いただきます。延長保育利用料の算定方法は、保育必要量が「保育短時間」または「保育標準時間」のどちらに該当するかによって異なります。詳しくは20ページをご覧ください。

- ① 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は、延長保育利用料が無料となります。
- ② 第2子以降の無償化により保育料が無料となっても、延長保育利用料はご負担いただきます。
- ③ 月途中に入園（退園）した場合も、延長保育利用料は日割り計算とはなりません。

3 給食費（3歳児以上のみ）

主食代（ごはん・パン・めんなど）及び副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）をご負担いただきます。市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯は副食費が無料となります。また、同一世帯の18歳未満の子の中で第3子以降の児童は、主食代及び副食費がともに無料となります。

給食費の算定方法は、園によって異なります。なお、公立園及び事業団園の1食ごとの主食代及び副食費の単価は以下の表のとおりです。この単価により毎月の食数に応じて給食費を算定します。

市町村民税 所得割額	同一世帯の18歳未満の子の中で	
	第1子～第2子	第3子以降
77,100円以下	50円（主食代50円＋副食費【給食】0円＋副食費【おやつ】0円）	無料
77,101円以上	310円（主食代50円＋副食費【給食】190円＋副食費【おやつ】70円）	

※中部調理場の改修工事のため、公立及び事業団園は令和7年7月中旬から8月末までの期間、簡易な給食での提供となります。

4 算定の基準となる市町村民税額

令和7年度保育料等		令和8年度保育料等
4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和6年度市町村民税額 （令和5年中の所得）	令和7年度市町村民税額 （令和6年中の所得）	

※保育料等算定時の「市町村民税額」は、配当控除前、外国税額控除前、住宅取得等特別控除前、住宅耐震改修特別控除前、寄附金控除前、断熱改修工事にかかる住宅借入金等特別控除前、認定長期優良住宅新築等特別税額控除前等の金額で算定します。この場合は実際の市町村民税額とは異なります。

注意

市町村民税額は5・6月ごろに市区町村が配布（特別徴収の方は職場を通じて配布）する市民税・県民税の決定通知書または納税証明書（控除額の記載のあるもの）でご確認いただけます。修正申告等された場合は最新のものとご確認ください。市民税が課税されていない方、未申告の方は通知がありません。

FAQ

Q：公立園と事業団園と私立園で保育料等必要な費用は変わりますか？

A：通常保育にかかる保育料はすべて同じです。入園時の諸経費や毎月または特定月に発生する諸費用は施設によって異なります。公立園の費用については保育課に、事業団園の費用については安城市子ども未来事業団に、私立園の費用については各園にお問い合わせください。

Ⅲ コース・延長保育のご案内

1 コース・延長保育の基本的な仕組み

保育園・認定こども園（２号・３号）を利用される方は、「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」に区分されます。（ご自分の認定区分については、支給認定証か下の表でご確認ください）それにより、利用時間の仕組みが異なります。

認定区分	保育が必要な事由	コース選択	延長保育利用
保育標準時間認定	・月 120 時間以上の就労等 ・妊娠・出産 等	あり ※コースによる減額あり	コースによって 利用可能
保育短時間認定	・月 120 時間未満の就労等 ・求職活動 等	なし	必要に応じて 利用可能

⇒ 21 ページ～

⇒ 22 ページ

2 申込方法

（下記書類は、各保育園・認定こども園または市役所保育課にあります）

① 新規

入園申込時に提出していただく「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」に利用希望時間をご記入ください。入園前に園との打ち合わせにて利用時間の確認をしてください。

② 変更

変更したい月の前月 25 日まで（25 日が土日祝日になる場合は、その直前の平日まで）に、在籍している園へ「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」を提出してください。お申し出いただいた翌月からコース・利用時間を変更できます。

3 利用についてのお願い

・ご利用の有無や日数にかかわらず、申込内容に応じた保育料、延長保育利用料を負担していただきますのでご了承ください。延長保育利用料は、多子世帯の軽減制度、幼児教育・保育無償化の対象外です。

・申請時間内に必ずお迎えをお願いします。万一間に合わない事由が発生した場合は、事前に園に連絡をしてください。なお、この場合は、申請時間を超えて実際に利用された時間に応じて月額の利用料を負担していただくことがありますので、ご了承ください。

・申請できるのは、就労証明書等の書類から必要性が確認できる時間と曜日に限ります。土曜日の利用を就労のため希望する場合、就労証明書で土曜日の勤務が証明されていなければ承諾できません。

・ご家庭での保育を最優先としつつ、必要な時間と曜日について利用申請をしていただくようお願いします。限られた保育士数で、安全な保育を実施するため、ご理解をお願いします。

・勤務が早く終了した場合は、申請時間内であっても速やかにお迎えをお願いします。

・外勤の方の保育時間には、勤務先への通勤時間が含まれています。在宅勤務等で通勤時間が短縮する場合、それに合わせた保育時間の利用にご協力ください。

「保育標準時間認定」を受けた方の場合

① 利用時間にあったコースを選択できます。下記から通う園を選んでください。

- ア 麦のうさぎ イ ちいさなことから、子宝、慈恵、第二慈恵、にほんぎ幼稚園、じけいの森
 ウ 安城北すずらん、げんきのもり、あおぞらサニーサイド、ブライト、光徳、てらベクリエティブ、スマイリー、桜井
 こども園、よさみ、第2よさみ
 エ あけぼの、作野、和泉、ゆたか、錦、二本木、さくら、こひつじ、新田、南部、みその、みのわ、西部、安城こども、さくのこども
 オ 根崎 カ 安城、志貴、赤松、桜井、小川、東端 キ 三ツ川、高棚、えのき、城ヶ入、東部、安城北部、東栄

② 下の表で①で選んだカタカナで囲われた太枠の中から利用時間に該当する番号を選びます。

利用終了時間 利用開始時間	～16:15	～18:00	～18:15	～18:30	～19:00	～19:30
7:30～8:15 より前	5	2	1	1	イ 7	10 ア
8:15～	3	2	1	1	8	9

利用終了時間 利用開始時間	～16:15	～18:00	～18:15	～18:30	～19:00	～20:00
7:15～7:30 より前	4	1	1	6	6	9 ウ
7:30～8:15 より前	5	2	カ 1	オ 7	エ 7	10
8:15～	3	キ 2	1	8	8	11

③ ②で選んだ番号でコースの種類を確認して下さい。

コースの種類	利用時間	延長保育利用料	コースによる減額 (保育料から減額されます)
1	11時間コース	開所時刻～11時間まで	なし
2	10.5時間コース	7時30分～18時	1,000円
3	8時間コース	8時15分～16時15分	2,500円
4	8時間+朝Aコース	7時15分～16時15分	1,500円
5	8時間+朝Bコース	7時30分～16時15分	2,000円
6・9	延長保育Aコース	7時15分～延長保育利用	なし
7・10	延長保育Bコース	7時30分～延長保育利用	500円
8・11	延長保育Cコース	8時15分～延長保育利用	1,000円

★保育標準時間認定を受けた方の保育料の計算の仕組み★

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保育料} \\ \hline \text{基準額※} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{コース選択に} \\ \hline \text{よる保育料の} \\ \hline \text{減額分} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{延長保育} \\ \hline \text{利用料} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{給食費（幼児の} \\ \hline \text{み）その他の費用} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{実際に} \\ \hline \text{負担して} \\ \hline \text{いただく額} \end{array}$$

「保育料（利用者負担額）決定通知書」
でお知らせする額です。

◎保育料の軽減※によりコース選択による減額ができない方

- ・3歳児から5歳児までの方（幼児）
- ・多子世帯の軽減に該当の方
- ・保育料の階層区分がAまたはBの方
- ・ひとり親世帯等の保育料軽減に該当の方

※「保育料基準額」「保育料の軽減」については、「保育料等（利用者負担額）」のページでご確認ください。

◎コース選択による保育料計算

【保護者負担額の例】

条件1 父、母、子ども2人（2、0歳児）の4人家族で、子どもが全員保育園・認定こども園に入園している。

2 保育料基準額の階層区分が「D5」で、「保育標準時間認定」を受けている。

3 子どもの保育園の利用時間が「8:15～19:00」である。

⇒「延長保育Cコース」（コース減額は1,000円、延長保育利用料は1,000円）となる。

2歳児：（39,900円 - 1,000円）
0歳児：多子世帯の軽減（第2子）

= 38,900円 + 1,000円 + その他費用⇒
= 0円 + 1,000円 + その他費用⇒

保育料

延長保育利用料

実際の負担額

「保育短時間認定」を受けた方の場合

保育短時間認定での利用にはコースの設定はありませんが、必要に応じて延長保育を利用することができます。（保育短時間認定では、利用する時間に応じて延長料金が発生します）

※ **公立** 城ヶ入、東部、高棚、えのき、三ツ川 **事業団** 安城北部こども園、東栄こども園では、延長保育はありません。

延長保育の種類と利用料（月額）

朝の利用

利用開始時刻が7時15分以降7時30分より前まで	1000円
利用開始時刻が7時30分以降8時15分より前まで	500円

夕方および夜の利用

利用終了時刻が16時15分を超えて、18時まで	1500円
利用終了時刻が16時15分を超えて、19時まで	2500円
利用終了時刻が16時15分を超えて、20時まで	3500円

★保育短時間認定を受けた方の保育料の計算の仕組み★

保育料
基準額

+

延長保育
利用料

+

給食費（幼児のみ）
その他の費用

=

実際に
負担して
いただく額

【保護者負担額の例】

【上記例の家族が短時間認定となった場合】

2歳児： 37,400円
0歳児： 多子世帯の軽減（第2子）

= 37,400円 + 2,500円 + その他費用⇒
= 0円 + 2,500円 + その他費用⇒

保育料

延長保育利用料

実際の負担額